

# 北海道都市計画審議会の概要

北海道建設部まちづくり局都市計画課

令和5年5月30日

## 1. 北海道都市計画審議会の審議事項

### ★★★都市計画法一部抜粋★★★

(都道府県都市計画審議会)

- 第77条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。
- 2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
  - 3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

北海道都市計画審議会は、次の事項の審議等のため都市計画法第77条の規定に基づき設置されています。

### ① 都市計画法によりその権限に属させられた事項の調査審議

#### <意見聴取>

- ・都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法第5条）
- ・準都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法第5条の2）

#### <付議>

- ・都市計画の決定又は変更（都市計画法第18条, 第21条）

### ② 都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議

#### <関係法令に基づく意見聴取>

- ・建築基準法第22条区域の指定又は変更 等

#### <関係法令に基づく付議>

- ・建築基準法第51条ただし書き許可（産業廃棄物処理施設に係るもの）
- ・用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法第52条, 第53条, 第56条の規定に基づく数値の指定 等

### ③ 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

## 2. 北海道都市計画審議会の組織

### ★★★北海道都市計画審議会条例一部抜粋★★★

#### （委員、臨時委員及び専門委員）

第3条 委員は、**学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、北海道議会議員及び市町村の議会の議長を代表する者**につき、知事が任命する。

2 臨時委員は学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある市町村の長若しくは議会の議員のうちから、専門委員は学識経験のある者、関係行政機関の職員、道の職員又は関係市町村の職員のうちから、それぞれ知事が任命する。

3 学識経験のある者につき任命された委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

6 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## 2. 北海道都市計画審議会の組織

組織及び運営に関する必要事項は、都市計画法第77条第3項の規定に基づき北海道都市計画審議会条例などに定められており、審議会の委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、市町村の長を代表する者、北海道議会議員及び市町村の議会の議長を代表する者について知事が任命しています。

分野	定数	構成
学識経験のある者	8名	法律、経済、都市計画、農業、商工業、交通、環境など
関係行政機関の職員	5名	北海道開発局長、北海道財務局長、北海道経済産業局長、北海道運輸局長、北海道警察本部長
市町村の長を代表する者	2名	札幌市長、厚真町長
北海道議会議員	6名	自民党・道民会議、民主・道民連合、北海道結志会
市町村の議会の議長を代表する者	2名	
計	23名	

## 3. 北海道決定の都市計画

【法第6条の2】	<b>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</b>	
【法第7条】	<b>区域区分</b>	
【法第7条の2】	都市再開発方針等	
【法第8条】	地域地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生特別地区</li> <li>風致地区（面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの）</li> <li><b>臨港地区</b>（国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾）</li> <li>緑地保全地域（2以上の市町村の区域にわたるもの）</li> <li>特別緑地保全地区（面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの）</li> <li>流通業務地区</li> </ul>
【法第11条】	都市施設	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>道路</b>（高速自動車国道・一般国道・都道府県道・自動車専用道路）</li> <li>都市高速鉄道</li> <li>空港（空港法第4条第1項第6号に掲げる空港及び第5条第1項に規定する地方管理空港）</li> <li>公園・緑地・広場・墓園（面積10ha以上かつ国又は都道府県が設置するもの）</li> <li>水道（水道用水供給事業の用に供するもの）</li> <li><b>下水道</b>（排水区域が2以上の市町村の区域の公共下水道、流域下水道）</li> <li>ごみ焼却場・ごみ処理場等（産業廃棄物処理施設）</li> <li>河川（一級河川・二級河川）</li> <li>運河</li> <li>一団地の官公庁施設</li> <li>流通業務団地</li> </ul>
【法第12条】	市街地開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業（面積50ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）</li> <li>新住宅市街地開発事業</li> <li>工業団地造成事業</li> <li>市街地再開発事業（面積3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）</li> <li>新都市基盤整備事業</li> <li>住宅街区整備事業（面積20ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）</li> <li>防災街区整備事業（面積3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの）</li> </ul>
【法第12条の2】	市街地開発事業等予定区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>新住宅市街地開発事業の予定区域</li> <li>工業団地造成事業の予定区域</li> <li>新都市基盤整備事業の予定区域</li> <li>一団地の官公庁施設の予定区域</li> <li>流通業務団地の予定区域</li> </ul>

## 4. 北海道都市計画審議会の審議件数(近5年)

年度	開催回数	審議件数																	
		合計	都市計画法関連												建築基準法関連				
			本審査						予備審査						22条	51条	白地	小計	
			区域	MP	線引	臨港	道路	下水	小計	区域	MP	線引	臨港	道路					小計
平成30年度	5回	17			2		7		9			2		1	3		5		5
令和元年度	4回	95	1	37	2	1	3		44	1	37	2	1		41		8	2	10
令和2年度	4回	128		42	8	4	4	6	64		42	8	4	1	55		3	6	9
令和3年度	3回	22			1	1	7	3	12			1	1	5	7		1	2	3
令和4年度	4回	8			1		1		2			1			1		2	3	5

- ※) 区域 : 都市計画区域の変更  
 MP : 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更  
 線引 : 区域区分の変更  
 臨港 : 臨港地区の変更  
 道路 : 道路の変更  
 下水 : 下水道の変更  
 22条 : 建築基準法第22条第1項の規定による区域の変更  
 51条 : 建築基準法第51条ただし書き許可  
 白地 : 用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定

## 5. 北海道が定める都市計画の決定手続き

